平成２２年（フ）第１５号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字森前９番地
破産者　八代　　薫
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
栃木県那須郡那須町大字湯本213番地1708
破産者　武内　　明
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2150番地
破産者　戸ヶ崎瑠里子
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第６４０号
茨城県笠間市平町1702番地10　川井ハイツＡ号
破産者　八木　純子
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７５６号
茨城県笠間市平町1702番地10　川井ハイツＡ号
破産者　八木　幸雄
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６０号
埼玉県蕨市南町２丁目11番20号　コスモフェスタ蕨704号、旧住所埼玉県川口市西青木２丁目１番39―503号　藤和西川口コープ
破産者　萩原　保雄
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９０号
埼玉県鴻巣市小松３丁目10番34号
破産者　脇島美智子
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
埼玉県久喜市本町５丁目２番４号
破産者　太田　和義
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
兵庫県姫路市香寺町土師607―44、破産開始決定時の住所埼玉県川口市原町13番５―202号　コスモ川口アーバンスクエア
破産者　上月　弘明
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
埼玉県蕨市北町１丁目５番２号
破産者　小宮山　司
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
埼玉県桶川市大字下日出谷943番地の268、旧住所東京都町田市南成瀬５丁目２番地４　ドウエルけやき103
破産者　太田　隆司
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０１号
埼玉県川口市青木２丁目11番１―305号　サニークレスト川口
破産者　五月女忠志
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地　日野水牧場Ｄ―ｃｏｔｔａｇｅ
破産者　森　　司
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地　日野水牧場Ｄ―ｃｏｔｔａｇｅ
破産者　森　　靖子
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
福井県福井市高柳町第28号８番地６、前住所三重県伊賀市桐ケ丘７丁目257番地
破産者　西山　　茂
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第６３０４号
大阪市住之江区粉浜２丁目10番46号
破産者　あたらし屋こと　新出　博直
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７０７号
大阪府三島郡島本町広瀬２丁目27番13号
破産者　前川　　彰
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６６４号
堺市西区鳳東町７丁789番地１　グランデーミＦＹ―406号
破産者　鈴木　章雄
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１５号
大阪市東住吉区南田辺５丁目５番20号　ブールバールタナベ401号、前住所大阪市東住吉区山坂３丁目６番32―102号
破産者　小西　邦明
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部